

南宋臨安の書鋪に関する一考察

その他のタイトル	Bookstores in Lin-an (臨安) in Nan-sung (南宋) Dynasty
著者	一ノ瀬 雄一
雑誌名	史泉
巻	63
ページ	1-22
発行年	1986-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025997

南宋臨安の書鋪に関する一考察

一ノ瀬 雄 一

目次

- 一、はじめに
- 二、官公署の出版事業
- 三、書鋪の出版業
 - (一) 書鋪陳氏
 - (二) その他の書鋪
- 四、臨安における官公署・書鋪の位置
 - (一) 臨安の都市構造
 - (二) 官公署
 - (三) 書鋪
- 五、むすび

一、はじめに

中国の文化史を概観する時、宋以後の印刷術、出版事情の発展を無視しては語れない。とりわけ印刷出版は宋以後、飛躍的な発展を遂げたとされている。

これまで、宋代の出版を述べたものとしては、王国維氏^①、宿白氏の論考があげられる。また宋代だけでなく、中国史全体の中で印刷出版がいかに発達したのかを述べたものに、葉德輝^②、長沢規矩也、T・F・カーター^③諸氏の論考がある。

これら先学の研究は、文献史学の手法と書誌学的手法をあわせ用い、宋代における印刷出版の状況を明らかにされたが、ただ諸論考とも、書籍と政治・経済・社会とのかわりについて、あまり深く言及されていない。一例をあげれば、江南地方で数多くの民間書鋪が現われたのはなぜか、また印刷出版が盛んになった結果、中国社会はどのように変化したのかという問題等については、まだ明確な結論を得ていない。

たとえば宋代以後に印刷術が発達した理由について、長沢

規矩也^⑧氏は、

○自然の趨勢で、宋代には印刷術が隆盛の段階にあった。
○宋政府が文治主義をとり、正経正史の官刻が盛んになった。

○学問が興隆し、教科用テキストが必要とされた。

○紙墨板木などの材料が豊富になった。

○科挙がおこなわれ、受験準備書が必要とされた。

○出版書籍業が独立した。

○仏教が盛んになり、大藏経が出版された。

等々の諸点をあげられ、ほぼ全容が知られるものの、しかし全ての事実関係を究明されたという段階には至っていないと言えるであろう。

そこで本稿では上記の諸問題説明の一前提として、南宋臨安の印刷出版を対象をしぼり、官公署における出版の意味や民間書舗の活動ぶりなどについて、考察していきたいと思う。

二、官公署の出版事業

北宋時代において、杭州はすでに印刷文化の中心の一拠点であった。すなわち葉夢得の『石林燕語』巻八によれば、

今天下印書以杭州為上、蜀本次之、福建最下。京師比歲印板殆不減杭州、但紙不佳。

とあって、当時の代表的出版地として杭州、蜀、福建、京師

(開封)の四つがあげられている。そしてこの中でも杭州の出版は最良という高い評価をうけている。もともと、杭州の出版は北宋になって始まったわけではない。すでに五代十国のとき、呉越王錢氏によって仏典が印刷されるという出版先進地であった^⑨。その伝統が継承され、北宋時代の杭州でも多くの書物が印刷に付されたのである。

靖康二年(一一二七)、金軍の侵入により都開封をおとされた宋王朝は、領域の北半を失い南渡を余儀なくされた。そしてこの混乱期、宋の所有していた文化財の多くも失われることになった。書物もその例に洩れず、金軍の略奪や兵火のために、政府所有の貴重な典籍が失われた。

江南の地・杭州に逃がれた康王趙構は、建炎元年(一一二七)に南宋初代の皇帝として即位した。これがすなわち高宗である。彼は靖康の変で失われた書物を、少しでももとの状態に近づけるため、盛んに求書活動をおこなった。たとえば『建炎以來繫年要録』巻百四十九に、

紹興十三年(一一四三)：秋七月戊午、上謂大臣曰、昨訪遺書、今猶未有至者。朕觀、本朝承五代之後、文籍散逸、太宗留意於此。又得孟昶・李煜兩処所儲益之、一時始備。南渡以來、御府旧藏皆失。宜下諸路搜訪。其獻書者、或寵以官、或酬以帛。蓋教化之本、莫先於此也。

とあるように、その動きは南宋の全領域に及び、政府の宮廷書庫はもとの姿に戻りつつあった。求書活動は以後も数回お

こなわれるが、それだけでなく政府は盛んに書物を印刷に付した。杭州すなわち臨安は、南宋においても印刷文化の中心地の一つだったのである。

この時代の官公署の出版物については、王国維氏がすでに言及しており、ほぼその内容を知ることができる。同氏によれば、北宋・南宋を通じて杭州(臨安)の官公署で出版された書物は以下のごとくである。^①

(1) 北宋監本

。周礼疏五十卷

儀礼疏五十卷

春秋公羊伝疏三十卷

春秋穀梁伝疏十二卷

孝経正義三卷

論語正義十卷

爾雅疏十卷

以上、咸平四年(一〇〇一)

。書義十三卷

新経詩義三十卷

周礼新義二十二卷

以上、熙寧八年(一〇七五)

。史記百三十卷

漢書百二十卷

後漢書九十卷

以上、淳化五年(九九四)

。宋書百卷

南齊書五十九卷

梁書五十六卷

陳書三十六卷

魏書百十四卷

北齊書五十卷

後周書五十卷

以上、治平二年(一〇六五)

。唐書二百二十五卷

嘉祐五年(一〇六〇)

。資治通鑑二百九十四卷、目錄三十卷、考異三十卷

元祐元年(一〇八六)

。外台秘要方四十卷

熙寧二年(一〇六九)

(2) 南宋監本

。周易正文

尚書正文

毛詩正文

周礼正文

儀礼正文

礼記正文

春秋正経

左伝正文

公羊正文

穀梁正文

孝經正文

論語正文

。周易伝九卷、略例一卷

尚書伝十三卷

毛詩伝二十卷

周礼注十二卷

儀礼注十七卷

礼記注二十卷

春秋経伝集解三十卷

春秋公羊伝解詁十二卷

春秋穀梁伝集解十二卷

孝経注一卷

論語集解十卷

爾雅注三卷

。孟子章句十四卷

尚書正義二十卷

毛詩正義四十卷

周礼疏五十卷

儀礼疏五十卷

礼記正義七十卷

春秋左氏伝正義三十六卷

春秋公羊伝疏三十卷

春秋穀梁伝疏十二卷

孝経正義三卷

論語正義十卷

爾雅疏十卷

。周易程氏伝六卷

周易義海撮要十卷

。淳熙礼部韻略五卷

淳熙五年（一一七八）

。增修互註礼部韻略五卷

。史記百三十卷

漢書百二十卷

後漢書百二十卷

三国志六十五卷

晋書百三十卷、音義三卷

宋書百卷

南齊書五十九卷

梁書五十六卷

陳書三十六卷

魏書百十四卷

北齊書五十卷

後周書五十卷

隋書八十五卷

南史八十卷

北史百卷

唐書二百五十卷

五代史記七十四卷

唐藝文志六卷

唐書糾繆二十卷

五代史纂誤五卷雜錄一卷

資治通鑑二百九十四卷、目錄三十卷、考異三十卷

通鑑綱目五十九卷

國語二十一卷

刑統三十卷、刑統申明一卷

淳熙四年(一一七七)

孔子家語十卷

荀子二十卷

大觀証類本草三十二卷、釈音一卷

紹興二十七年(一一五七)

白虎通德論十卷

昌黎先生集四十卷、外集十卷、遺文一卷

(3) 南宋内府刊本

春秋經伝集解三十卷

淳熙四年(一一七七)

。樂府混成集百五冊

(4) 浙西軫運司本

。劉牧易數鉤隱図三卷、附遺論九事一卷

乾道三年(一一六七)

。中興百官題名五十卷

。中興館閣書目七十卷、序列一卷

淳熙五年(一一七八)

。活民書

。壽國脈書

。重編西湖林和靖先生詩集四卷

紹熙三年(一一九二)

。青社黃先生伐檀集二卷

嘉定二年(一二〇九)

。臨川王先生文集百卷

紹興二十一年(一一五一)

。沈忠敏公龜溪集十二卷

紹熙二年(一一九二)

。作邑自箴十卷

淳熙六年(一一七九)

(5) 杭州および臨安府刊本

。竜龜手鑑四卷

元祐元年(一一〇八)

。通典二百卷

。賈昌朝群經音弁七卷

紹興九年（一一三九）

。姚鉉文粹百卷

紹興九年（一一三九）

。西漢文類四十卷

紹興十年（一一四〇）

これらのうち、最初の北宋監本以外は、ほとんどが南宋時代の刊本である。そして具体的に出版もとのわかっている刊本は、国子監本、転運司本、臨安府本の三書である。

国子監は中央の学校を総管する機関で、祭酒・司業・丞・簿などの官が置かれ、国子学や太学の事務を掌った。臨安に設置されたのが紹興三年（一一三三）である。この国子監内で書籍が印刷されるのは書版庫であった。^⑧

転運司は漕運を掌り、ほかに経済・民政一般にもその権限をもっていた。^⑨

また臨安府は府内の諸事を掌り、戸口数の調査、賦役の課役、禁令の施行、訴訟の聴受、盜賊の逮捕などを職務としていた。^⑩

これら官公署刊本のうち、転運司本や臨安府（杭州）本についてはその出版数があまり無いため一定の傾向を把握しにくい。国子監においては刊行された書物の種類が明確で、その傾向はつかみやすい。国子監本にはいわゆる正史が多いが、これは学校教育に関係する国子監の性格上、当然の結果

といえよう。また国子監で刊行された時期であるが、南宋初期の紹興年間（一一三一―一六二）のものが多。この間の事情について『建炎以来朝野雜記』甲集卷四、監本書籍の条に、監本書籍者、紹興末年所刊也。國家艱難以來固未暇。及九年九月張彥実待制為尚書郎、始請下諸道州学、取旧監本書籍鏤板頒行、從之。然所取諸事多殘欠、故曾監刊行六經無札記、三史無漢書。二十一年五月、輔臣復以為言。上謂秦益公曰、監中其他闕書亦令次第鏤板。雖重有所費蓋不惜也。絲是經籍復全。

とあり、紹興九年（一一三九）と二十一年（一一五一）との二度に印刷されて国子監の所蔵書籍数はほぼもとの状態に戻ったという。出版時期が南宋初期に多いのは、前述したように金軍侵入が影響している。宋王朝南渡のとき国子監の書籍の多くは失われ、政府は求書出版事業をはじめたが、なかでも正經正史は基本テキストとしての作成が急務とされたため、紹興年間に刊行が集中したのである。

また『建炎以来朝野雜記』の同条には、

先是、王瞻叔為学官、嘗請、摹印諸經義疏及經典釈文、許郡具以贍学、或係省錢、各市一本、置之於学、上許之。今士大夫仕於朝者、率費紙墨錢千餘緡、而得書一監云。

とあり、国子監の刊本は紙墨の代金を支払えば、士大夫でも入手できたことが知られる。

三、書舗の出版業

(一) 書舗陳氏

官公署の出版事業と並び、臨安では民間の書舗でも盛んに書物が印刷された。なかでもいわゆる陳氏の書舗は有名で、多くの書籍目録が陳氏刊行の書物を著録し、文献史料も比較的多く存在する。陳氏については既に葉德輝、葉昌熾、長沢規矩也等の諸氏が言及されているが、次に述べるように幾つかの未解決の点がある。

その第一は陳氏の家系である。十三世紀はじめ臨安の書舗陳氏の名は起、字は宗之といひ芸居うまゐと号し、その子が統芸とくゑんと号していたことまでは、先学の研究により確認される。ところが同じ頃、陳思という姓名の人物がおり、やはり書舗を経営していた^④。この陳思と陳統芸が同一人物であるかどうかというのが問題の中心である。

同一人物説をとるのは葉昌熾氏であり、長沢規矩也氏も消極的ながら葉氏と同じ説をとっている。しかしこの説は明確な根拠をもたない。同姓で同じ臨安に住み、どちらも書舗を営むということで同一人物と考えられるが、しかしそれだけでは確実な証拠とはならない。

ではもう一方の「同一人物ではない」とする説はどうだろうか。こちらは葉德輝氏がとなえたものであり、一応根拠をもっている。『四庫全書總目提要』（以下『四庫提要』と略す）卷

八十六、史部目錄類二には、陳思の撰として『宝刻叢編』二十卷が著録されている。その解題には、

思臨安人、所著小字録、前有結銜稱成忠郎緝熙殿國史実録院秘書省搜訪。

とある。すなわち陳思は「成忠郎緝熙殿國史実録院秘書省搜訪」という官に就任している。これが若い頃か晩年の頃かはわからないが、彼が生涯のうちで政府の一役人となっていることは確かである。ところが一方「江湖後集」卷三に、「挽芸居二首」と題して周端臣の五言律詩が引用されている。

天地英靈在、江湖名姓香

良田書滿屋、棗事酒盈觴

字面堪追晋、詩刊欲徧唐

音容今已矣、老我倍淒涼。

詩思間逾健、儀容老更清

遽聞身染患、不見子成名

易簣終昏娶、求官達死生

典刑無復睹、空有淚如傾。（『四庫珍本』第十一集所収）

これによれば、芸居の子すなわち統芸は「名を成さなかつた」人物であることがわかる。以上二つの史料より葉氏は、「秘書省搜訪」になつた陳思と「名を成さなかつた」陳統芸とが別人であるとの結論に達した。

しかしここで問題になるのは第二首四句めの解釈である。葉氏は「不見子成名」の「子」を芸居の子、つまり統芸の意

味にとつた。しかしこの「子」はあなたという二人称で使われる場合もあり、その時の「子」は芸居本人を指すことになる。「挽芸居一首」を読んでみると、どちらの意味にでも解釈できそうである。そうなるに続きが「名を成さなかつた」人物であると断言できなくなり、したがって陳思と陳統芸が別人であるとは言い切れなくなる。

また一步譲って「子」イコール統芸としてもやはり問題が残る。それは陳思が「秘書省搜訪」に就任した時期である。もし若い頃には「名を成さなかつた」が、晩年になってからこの職に就任したとするなら、陳思と陳統芸が同一人物でもかまわないことになり、葉氏の説は成り立たなくなる。それではいったいこの二人はどのような関係になるのか考証してみたい。

元朝初期の人、方回が収集した文集『瀛奎律髓』巻四十一に収められた趙師秀「贈書陳秀才」及び注には、

四囲皆古今、永日坐中心
門对官河水、簪依柳樹陰
每留名士飲、屢索老夫吟
最感春燒尽、時容借檢尋。

陳起字宗之、陸親坊書開肆、予丁未（一二四七）至行在所、至辛亥年（一二五二）、凡五年、猶識其人、且識其子、今近四十年、肆燬人亡、不可見矣。〔四庫珍本〕第八集所収とあり、陳起の次の代、すなわち陳統芸のときに店も焼かれ

人も亡び、家業が途絶えたことになる。

他方、陳思に関する記事が次のごとくみられる。

北軒筆記一卷、元陳世隆撰。是書前有小伝、不知何人所作、稱、世隆字彦高、錢塘人、宋末書賈陳思之從孫。順帝至正中（一二三四一六七）、館嘉興陶氏、没於兵。所著詩文皆不伝。惟宋詩補遺八卷与此書存於陶氏家。〔四庫提要〕卷百二十二、

子部雜家類六

從孫というのは普通にはおいまご（兄弟の孫）という意味である。しかしこの場合、元末の人陳世隆が宋末の人陳思のおいまごという可能性はあまり考えられない。おそらく直系ではない子孫というようなことになろうか。少くとも陳思と陳世隆とは血がつながっており、家業も前者から後者へと受け継がれ、書舗は元末まで続いたのである。以上の記事に鑑みれば、家業が宋末で途絶えた陳統芸、家業が宋から元へと受け継がれた陳思、この両者は別人と考えざるをえない。

つづいて陳起父子の概略について述べる。陳起については幾つかの関連する史料がある。彼は淳熙四年（一一七七）前後に生まれ、淳祐十一年（一二五二）頃には死んだということがあるが、その在世中いわゆる江湖派の詩人と交わり、盛んに詩文をやりとりしたという^①。また彼は詩文集を刊行するだけでなく、自らも文集『芸居乙稿』を撰する文人であった。彼の生涯で最大の事件は、いわゆる詩禍にまきこまれたことである。陳起の刊行した『江湖集』の中に、時の丞相史弥遠を

誇る詩があつた。これを見た史弥遠は作詩者数名を獄に下し、出版者の陳起も連坐して流刑に処せられた。のち弥遠の死後、許されて臨安に帰つたという。陳統芸についてはまともまつた記述がなく、彼がどういう人物だったかははっきりしない。

次に問題となるのは陳氏の活動ぶりである。陳統芸と陳思が別人であるのは先に述べたとおりだが、この両氏の活動ぶりを述べていきたい。まず陳起とその子陳統芸がどのような書籍を出版したかであるが、これも葉德輝氏の考証に詳しく、書籍の出版者が誰であるかは巻末に付された刊記によつて知られる。葉氏は陳起父子に関係すると思われる書籍の刊記を集めていて、それは以下のようになる。

(ア)安晚堂集七卷(影宋本)

孝詩一卷(影宋鈔本、顧刻小集所収)

竹溪十一稿詩選一卷(顧刻小集)

山居存稿一卷(顧刻小集)

心游摘稿一卷(顧刻小集)

梅花衲一卷(顧刻小集)

以上「臨安府柵北睦親坊陳解元書籍鋪刊行」とあり。

(イ)雪林刪餘一卷(顧刻小集)

以上「臨安府柵北大街睦親坊南陳解元書籍鋪刊行」とあり。

(ウ)汝陽端平詩簡四卷(旧影宋本、顧刻小集)

翦綃集一卷(顧刻小集)

以上「臨安府柵北大街陳解元書籍鋪印行」とあり。

(エ)唐王建集十卷(宋刻本)

以上「臨安府柵北睦親坊巷口陳解元宅刊行」とあり。

(オ)釈名八卷(宋刻本、明仿宋刻本)

劇談錄二卷(影宋鈔本)

湘山野錄三卷統一卷(元鈔補宋刻本)

書繼五卷(宋板類)

図画見聞志六卷(宋刻本)

以上「臨安府陳道人書籍鋪刊行」とあり。

(カ)統世説十二卷(影宋鈔本)

以上「臨安府陳道人書籍鋪刊行」とあり。

(キ)燈下間談二卷(伝写宋本)

以上「陳道人書籍鋪刊行」とあり。

(ク)韋蘇州集十卷唐求詩一卷(宋刻本、明仿宋刻本)

梅花衲一卷

龍洲集一卷(顧刻小集)

以上「臨安府柵北大街睦親坊南陳宅書籍鋪刊行」とあり。

(ケ)李群玉詩集三卷後集五卷(影宋鈔本)

以上「臨安府柵前睦親坊南陳宅書籍鋪刊行」とあり。

(コ)白石道人詩集一卷(影宋鈔本)

雅林小稿一卷(影宋鈔本)

石屏詩統集四卷(影宋鈔本)

以上「臨安府柵北大街陳宅書籍鋪刊行」とあり。

(ク)漁溪詩稿二卷(影宋鈔本)

以上「臨安府陳氏書籍鋪刊行」とあり。

(㉔)張嶺詩集一卷(旧鈔本、宋刻本)

以上「臨安府棚北大街睦親坊南陳宅書籍鋪印」とあり。

(㉕)周賀詩集一卷(宋刻本、影宋鈔本)

碧雲集三卷(宋刻本)

唐女郎魚玄機詩一卷(宋刻本、影宋鈔本)

以上「臨安府棚北睦親坊南陳宅書籍鋪印」とあり。

(㉖)西麓詩稿一卷(願刻小集)

以上「臨安府睦親坊南棚前北陳宅書籍鋪印」とあり。

(㉗)江文通集十卷(宋本)

歌詩編四卷集外詩一卷(影宋鈔本)

孟東野詩集十卷(校宋旧鈔本、明弘治翻宋刻本、明初墨格縮

毛氏影宋鈔本)

浣花集十卷(宋刻本)

以上「臨安府棚前北睦親坊南陳宅書籍鋪印」とあり。

(㉘)甲乙集十卷

以上「臨安府棚北大街睦親坊南陳宅書籍鋪印」とあり。

(㉙)朱慶餘詩集一卷(宋刻本)

寶退錄十卷(影宋鈔本)

以上「臨安府睦親坊陳宅書籍鋪印」とあり。

(㉚)李推官披沙集六卷(宋刻本)

棠湖詩稿一卷(舊宋鈔本、宋刻本)

菊磻小集一卷(願刻小集)

石屏詩統集四卷(願刻小集)

以上「臨安府棚北大街陳宅書籍鋪印行」とあり。

(㉛)常建詩集二卷(宋刻本)

以上「臨安府棚北大街睦親坊南陳宅刊印」とあり。

これらのうち、(㉜)が統芸、(㉝)が起の手にかかるものと葉氏は述べている。つまり陳解元、陳道人とあるものが統芸であり、陳宅書籍鋪および陳宅経籍鋪とあるものが起であるという結論である。しかしこの点にも問題がある。

まず(㉜)の陳解元という刊記を、葉氏は陳統芸であると断定している。しかしこれは、陳起イコール陳解元とする記事が一方で存在することから、(㉜)は陳統芸かもしれないし、その父陳起かもしれないのである。

つづく(㉝)の陳道人を陳統芸とするのもどうであろうか。葉氏が述べているように、道人というのは必ずしも固有名詞ではなく、「道をえた人」という意味をもつ一般名詞である。とすればそれは統芸であるかもしれないが、起であるかもしれない。あるいは後述するように、道人とよばれていた陳思かもしれない。したがって(㉜)を陳統芸の手になるものと断定するには材料が少ないであろう。

さらに葉氏は(㉜)を陳起のみの手になるものとしているが、これにも疑問が残る。というのは、葉氏が列挙したものの以外に陳氏に関する版本が残っており、それには「陳宅書籍鋪」および「陳解元」という二つの刊記がついているのであ

る。「陳解元」の刊記が陳統芸と結びつく可能性があることについては、先の(ア)～(エ)で述べた。とすれば(ウ)～(イ)の「陳宅書籍鋪」や「陳宅經籍鋪」の刊記は、陳起だけでなく、その子統芸にも結びつけ得る可能性が残されるのである。

以上を整理すれば、(ア)～(エ)、および(ウ)～(イ)の刊記をもつものは陳起父子の手になり、(ウ)～(イ)は陳起父子かあるいは陳思に関係するものということになる。

さらに陳思の活動ぶりについて述べると、彼が自らの書鋪において刊行したと断言できる書籍は、今のところ見られない。しかし彼には陳起以上に自ら撰輯した書物がある。撰じた書は『宝刻叢編』二十卷、『書小史』十卷、『海棠譜』三卷、『小字録』一卷の四部、輯した書は『書苑菁華』二十卷、『兩宋名賢小集』三百八十卷の二部である。これらの書からも彼の才能が窺われるが、当時の人は彼をどう評していたのだろうか。たとえば南宋の著名な学者魏了翁は、『宝刻叢編』の序文で次のように述べている。

余無它嗜、惟書癖殆不可医。臨安鬻書人陳思、多為余收攬散逸、扣其書頭末、輒対如響。一日、以其所粹宝刻叢録見寄。且求一言。蓋屢卻、而請不已、發而矚之、地世年行、炯然在目、嗚呼、賈人鬻書于肆、而善其事若此、可以為士而不如乎。撫卷太息、書而帰之。紹定二元（二二二九）鶴山翁。

あるいは『書苑菁華』の序文では、

古以書為名、如周官達書名于四方、儀礼百官書于束、則今所謂字也。是故欲知學者、不先識字、則無以名百物、雖顯張草聖阿買八分、猶為不識字也。臨安鬻書人陳思、乃能集漢晋以後論書者為一編、曰書苑菁華。亦可尚矣。雖然、是猶後世誇工闕妍、非吾所謂識字者、若好學者、又於此遡流尋源、以及於秦漢、而上求古人所以正名之意、則讀書為文也。其庶幾乎。（『鶴山先生大全集』卷六十四、題陳思書苑菁華）

と記している。この二つの記述によれば、陳思は魏了翁からその文才を認められ、いわばお墨付きをもらい序文を書いてもらったようである。

また『直齋書録解題』で名高い陳振孫も、
思市人也。其為是編、志於價而已矣。而於斯文有補焉。視他書坊所刻、或蕪釀不切、徒費板墨靡榘者、可同日語哉。
：紹定辛卯（二二三二）小至、直齋陳伯玉父。

ということでも陳思を評価している（『宝刻叢編』序）。

さらにこの『宝刻叢編』の序を読んでいくと、興味深い記述につきあたる。まず紹定五年（二二三三）六月改朔の日に書かれた孔山居士の序文には、

辛卯（二二三二）之秋、余篋中所藏書、厄於鬱攸之焰、因求所闕於肆。有陳思道人者、敦持書來售、一日携一編遺余、曰此思所自集前賢勘定碑誌諸書之目也。

とあり、陳思は書肆で売買するだけでなく、自ら数冊の本を

携えて売りに歩いていたことがわかる。そして、

夫以它人之書、刊而貨之、鬻書者之事也。今道人者乃能自
哀一書、以為好古博雅者之助。其亦異於人之鬻書者矣。

とあって、自らも書物を撰して売るところが他の書舗と違っ
ていたことがわかる。

つづけて紹定辛卯（一二三二）小至の日付がある陳振孫の序
文には以下の記述がある。

都人陳思、儂書於都市、士之好古博雅、蒐遺獵忘、以足其
所藏。与夫故家之淪墜不振、出其所藏以求售者、往往交於
其肆、且售且儂、久而所閱滋多。望之輒能別其真贋。一旦
尽取諸家所錄、輯為一編。

これによれば、陳思は臨安の知識人、文人層を相手に本を売
り、店を經營していたことがわかる。『宝刻叢編』という本
の内容からして当然と言えよう。また彼の書舗には、没落し
て経済的に困った旧家の人々が蔵書を売りに訪れている。陳
思は彼らと交際するとともに、彼らから本を買い、それをも
とにして自らの著作の材料としたのである。そして「能くそ
の真贋を別つ」とあるので、古書珍本にも通曉していたので
あろう。

(二)その他の書舗

陳起父子および陳思以外にも臨安には多数の書舗があった。
陳起父子のときと同じく、刊記にしたがって列挙すれば以下

のようになる。

(1) 杭州淨戒院

。長短經十卷

(2) 杭州錢塘門裏車橋南大街郭宅紙鋪

。寒山拾得詩一卷

(3) 臨安府衆安橋南街東開經籍鋪買官人宅

。仏国禪師文殊指南函讚

。妙法蓮華經七卷

(4) 臨安府鞞鼓橋南河西岸陳宅書籍鋪

。容齋三筆十六卷

(5) 杭州猫兒橋河東岸開棧紙馬鋪鍾家

。文選五臣注

(6) 臨安府中瓦子張家および保佑坊前張官人諸史子文籍鋪

。大唐三藏取經詩話一卷

(7) 臨安府中瓦南街東開印輪經史書籍鋪

。抱朴子內編二十卷

(8) 杭州大隱坊

。政和戊戌（一一一八）重校証活人書十八卷

(9) 臨安府太廟前尹家書籍鋪

。搜神秘覽三卷

。釣磯立談一卷

。澗水燕談錄十卷

。北戸錄三卷

。茅亭客話十卷

。卻掃編三卷

。統幽怪錄四卷

。篋中集一卷

。曲洧旧聞十卷

。述異記二卷

(10) 臨安府清江坊北街西面東双桂書院趙宅書籍鋪

。嘉熙戊戌(一二三八)重編詳備碎金一卷

(11) 臨安府洪橋子南河西岸陳宅書籍鋪

。唐李建勳丞相集二卷

これらの書籍については刊記があるのみで、管見の文献史料にはほとんど記載がみられない。ただ一部のものについては若干の記事が存在する。

(9) の尹家書籍鋪は『夢梁錄』に記載されており、また『志雅堂雜鈔』巻下、凶画碑帖の条には、

先子向厲杖収異書、太廟前尹氏、嘗以彩画三輔(黄)凶一部求售。每一宮殿、各絵画成凶甚精妙。酬價不諧。後為衢人柴氏所得。

とある。すなわち刊記をもった前掲書以外にも書籍を刊行していたことがわかる。

また(10)の双桂書院趙宅書籍鋪については、その経営者が趙升という人物ではないかと思われる。南宋の趙升は字を向辰といい、文昌と自署していたこと以外、どのような人物かわ

からない。しかし彼が撰した『朝野類要』の原序には、次の記述がみられる。

逮今歳自□江婦舍、而日本□□間為風蠶之餘、弃之可惜、又以好事者来需第須別録、既病且懶。遂移書札之費増、而録之于木。不独有以成酬、亦足以広四方之見聞、惟其官禁内職、不復紀録、非曰欠文。实不敢也。観者当察焉。端平丙申(一二三六)重九、文昌趙升向辰、識于双桂書院。

つまり趙升が端平三年に双桂書院で刊行したのが『朝野類要』ということになる。この記述は「双桂書院趙宅書籍鋪」という刊記と一致する。しかも『重編詳備碎金』の刊行年が嘉熙戊戌(一二三八)、『朝野類要』がその二年前ということで、年代的に近く、両方の刊行者が一致する可能性は極めて強いのではないか。

さらに、(1)~(11)のように姓名が明らかな書籍鋪はないが、臨安の橋園亭には「書房」とよばれる書籍同業組合があった。ここには幾つかの書籍が集まっていたと考えられる。

四、臨安における官公署・書籍鋪の位置

(一) 臨安の都市構造

さて、前述した官刊本の出版もとである国子監、転運司、臨安府庁は、臨安(杭州)の中でどのような地理的位置を占めていたのか。あるいは陳氏の書籍をはじめとする臨安内の書籍は、どのような地点に分布していたのか。これを述べる

前に、臨安の都市構造について述べたい。

杭州に都が置かれたのは高宗の建炎三年（一一二九）からで、本格的に首都として扱われるのは紹興八年（一一三八）からである。隋に築かれた三十六里九十歩の城壁は、五代、北宋を経て南宋に入ると五十里前後に拡大されたという。城内外を合わせた臨安内の人口がどのくらいであったかについては、五百万説と百五十万説がある。しかしいづれにしても、当時の臨安が世界でも屈指の規模をもつ都市だったことにかわりはない。

最近の研究により、この臨安の詳細な復原図が作成され、城内の商業システムおよび都市生態がかなり明らかになった。これらによれば臨安城内における経済中枢域は北の塩橋から南の清冷橋に至る一帯で、この地点には多くの店舗や政府の金融機関が集中していた。そして文化的な中枢域は瓦市（北瓦、南瓦、中瓦、大瓦）の周辺であり、さまざまな民衆演劇、藝能がこれらの地点で催され、多くの人々が集まった。以上を図に表わすと付図一のようになる。

(二) 官公署

国子監、転運司、臨安府庁などの官公署は、『咸淳臨安志』、『夢梁錄』などにより、その地理的位置を知ることができる。国子監は紀家橋の横、城内左三廂の興慶坊（前洋街巷）内に位置する。転運司は豊豫門の南、渡子橋の西側に位置する。そ

のすぐ南側に隣接し、流福橋の西、州橋（府衙前橋）の北側一帯に位置するのが臨安府庁である。そしてこれら三つの官公署を图示すると付図二のようになる。

付図一・二を重ね合わせればわかるように、国子監、転運司、臨安府庁のいずれも、商工区よりは官紳区とよぶべき地点に位置している。むろん転運司が行人の多い街路に面しており、あるいは後述するように国子監が学校関係の機関を近くにもつという点は指摘できよう。しかしこれら官公署に共通して言えるのは、その立地条件が民間の店舗とは違うということである。つまり民間の書舗であるなら、人の集まる場所、大量の購買層を近くにかかえる地点などが一等地とされる。これに対し国子監、転運司、臨安府庁などは、必ずしも同じ条件を必要としない。なぜならこれらの官公署で刊行される書籍は、民間の刊本とは異なり営利性をもたないからである。したがって以上の官公署は、経済中枢の近くには位置するが、その立地は官紳区としての性格が強いと言える。

(三) 書舗

書籍の刊記等によりその存在が確かめられている臨安の書舗も、官公署と同様にその位置を確認することができる。

臨安の書舗のうち、地名がわかっているものを図上に示したのが付図三である（橋園亭書房を⁽¹⁾と置き、睦親坊陳解元書舗を⁽²⁾と置く）。付図一と重ね合わせると、臨安の書舗のほと

んどは経済中枢域のなかに分布していることがわかる。そのうち(6)張官人文籍舗、(7)印輪經史書籍舗、(8)大隠坊の三つは近くに大瓦・中瓦・南瓦を控え、立地条件の良さが指摘できる。また(3)経籍舗買官人宅および(13)陳解元書籍舗も付近に下瓦があり、店を構えるのには最適の地点に位置している。しかし(3)・(13)の立地条件の良さはそれだけではない。すぐ近くに宗学があり、多数の購買者が期待できるという条件が加わるからである。

臨安における宗学の前身は紹興十四年(一一四二)に建てられ、学生の定員は百人とされ皇族の子弟が学んだ。百人の内訳は太学生五十人、小学生四十人、職事が各々五人で、諸王宮には大小学教授が置かれていた。名称が宗学となつたのは嘉定九年(一一二六)で、このとき教授の名称も博士宗論となり、宗正寺に属することになったという。^⑤紹興十四年の定員百人はしばらく続き、嘉定九年には定員枠がおそらく上げられ、百人以上の学生が宗学に通つた。当然儒教の經典がテキストとされ、また科挙に応募する者もいたから、思想、歴史、文学関係の参考書が必要とされたであろう。彼らが(3)や(13)の書籍のよき利用者であつたと想像するのは、決して事実からかけはなれたものではないと思う。

さらに(2)の郭宅紙舗は、(3)・(13)と同様に、あるいはそれ以上に有利な立地条件をもつていたといえる。郭宅紙舗は経済中枢から少し離れていたが、そのすぐ近くには国子監、太学、

武学の諸機関があつた。

郭宅紙舗から車橋を東に渡り、紀家橋を右手に見ながら南東に約一二〇メートル進むと道は東に方向を変え、下瓦子や御街に至る(この道の北側が興慶坊、つまり前洋街巷である)。この一帯、つまり車橋から下瓦子方面に向かう道の紀家橋寄り四〇〇メートル足らずの地点に、西から国子監、太学、武学の順に位置していたのである。

国子監については既に述べた。その東隣に位置する太学には、紹興十二年(一一四二)に祭酒、司業各々一人、博士三人、正・録各々一人が置かれ、合計七百人の学生を教えていた。^⑥

また武学は紹興十六年(一一四六)に修建され、武学博士一人、武学論一人が置かれ、兵書、弓馬、武藝が学生に教授された。これら教育関係の諸機関が集中している地域には当然知識人が道を往来し、郭宅紙舗に立ち寄つたであろう。

また(1)浄戒院も厳密には書籍と言えないが、郭宅紙舗と同様に良い立地条件をもつていたと言える。^⑦

そして(9)尹家書籍舗にしても、経済中枢域から離れ、近くには目立つた政府機関も存在しないが、必ずしも立地条件が悪いとは言えない。宮城と臨安市街を結ぶメインストリート御街に面し、店舗の前には大廟が位置する。さらには『夢梁録』卷十三、舗席の条に記録されるほどの書籍舗だったのであるから、尹家書籍舗の名は広く知られていたわけである。それだけ有名な書籍舗が、あまり立地条件の悪い場所で営業し

ていたとは考えられない。

以上のような例から、臨安の書舗は概ね経済中枢域のなかに分布し、そうでないものも何か有利な立地条件をもちながら営業していたと言える。

ではこれらの書舗が、いつ、誰によって、何が目的で利用されたのか。この疑問に答える具体的な史料は見つかっていない。しかし当時広く知識人層の間で詩文がやりとりされるようになり、模範となるべき詩文集が求められたという傾向は認めることができよう。当時の臨安には西湖詩社とよばれる会合があり、臨安内の高貴な人や流寓の学者などが集まって詩を詠じた^④。これ以外にも詩社および吟社とよばれるような集まりが、臨安には幾つかあったと予想される。たとえば前述した陳起は桐陰吟社というグループに属し、友人たちと詩を論じ詩作を楽しんだという^⑤。

また科挙が盛んに実施されたことにより、挙人の間で受験参考書が必要とされたことも指摘できよう。たとえば『朝野類要』巻五、書舗の条には次のような史料がある。

凡挙子預試、并仕宦到部、参堂、応該節次文書、並有書舗承幹。如挙子乏錢者、自請举至及第、一併酬勞書舗者。

この記述から、科挙にパスして役人になった者でも、季節に応じた文書の作成は書舗に任せていたことがわかる。また挙子の貧しい者は科挙に及第せんことを願ひ、書舗に酬勞していたことも知られる。これなど書舗と挙子が密接な関係にあ

つたことを表わす例と言えよう。

当時の都市人口のうち、何パーセントの人が詩作にふけり、また科挙を受験するような人々であったかは明白ではない。しかし彼らの求めに応じ、詩文集や受験参考書その他の本を売る書舗が、杭州（臨安）には少なくとも十軒ぐらゐはあったのである。そして営利目的であるのだから、それぞれが一定の購買者を抱え、書舗としての経営を成り立たせていたわけである。なかには陳起、陳思、趙升など自らも詩文を作る経営者があり、これらの書舗は友人や挙人を固定客としてつかんでいたのである。

五、むすび

以上数章にわたり述べてきたことをまとめてみると次のようになる。

(一)官公署のなかでは国子監が出版事業の中心で、主に正経正史類が紹興年間（一一三一―六二）に刊行された。

(二)書舗として有名な陳氏のうち、陳起の子統芸と陳思とは別人である。陳思は自らも書物を撰輯し、失われかけている書籍を集めて出版することにも従事していた。

(三)書籍を刊行した官公署は、臨安府内では官紳区に位置していた。これに対し民間の書舗はほとんどが商工区に位置し、その多くは経済中枢域内に分布していた。また経済中枢域内ではなくとも、近くに学校や瓦子があるとい

う有利な立地条件をもっていた。

これらより、南宋の臨安における印刷出版は官民ともに大きな展開を遂げていたことがわかる。特に民間の書舗は印刷術の発達をよく受けとめ、文化形成に大きな役割を果していたと言える。

註

- ① 「五代兩宋監本考」〔王觀堂先生全集〕冊十一、一九四〇年所収。
- ② 「南宋的雕板印刷」(文物一九六二一一)。
- ③ 『書林清話』(古籍出版社、一九五七年)。
- ④ 『和漢書の印刷とその歴史』(吉川弘文館、一九五二年)、『長沢規矩也著作集』二、汲古書院、一九八三年所収。
- ⑤ 戴内清・石橋正子訳注『中国の印刷術』一・二(平凡社東洋文庫三一五・三一六、一九八一年)。
- ⑥ 前註④第四章第二節「宋代の刊本」の項。
- ⑦ 張秀民「五代吳越國的印刷」(文物一九七八一一二)。
- ⑧ 王国維「兩浙古刊本考」上・下〔王觀堂先生全集〕冊十一、一九四〇年所収)。
- ⑨ 『夢梁錄』卷九「国子監在紀家橋太学之側、設祭酒・司業・丞・簿等官、專掌天子之学校、訓導生員之職。總掌国子太学事務、生員出入規矩、考課試遵訓導、天子視学、皇太子齒胄、則講議積奠等礼也。」『咸淳臨安志』卷八「国子監在紀家橋、紹興三年(一一

三三)六月、詔即駐蹕所在学置監、仍置博士二員、以太学生隨駕者三十六人為監生。：書版庫在中門之内。紹興九年(一一三九)、臣僚請、下諸道郡学、取旧監本書籍鏤版頒行、從之。」

⑩ 『宋史』卷百六十七、職官志七。

⑪ 『宋史』卷百六十六、職官志六。

⑫ 前註③卷二「南宋臨安陳氏刻書」一・二の条。

⑬ 『歲書紀事詩』卷七〔靈鷲閣叢書〕所収)。

⑭ 「宋朝私刻本放」上・下〔書誌学一一三・五、一九三三年。』長沢規矩也著作集』三所収)。

⑮ 前註③卷二「南宋臨安陳氏刻書」一の条「元方回、瀛奎律頌、四十二寄贈類、劉克莊、贈陳起云、陳侯生長繁華地、卻似芸居自沐薰、鍊句豈非林处士、鬻書莫是穆參軍、雨簷兀坐忘春去、雪屋清談至夜分、何日我閑君閉肆、扁舟同泛北山雪：」により、陳起の号が芸居だったことがわかる。また同書同条「朱繼芳、静佳乙稿(顧刻小集十二冊)、贈統芸云、誰謂芸居死、餘香解返魂、六丁將不去、孤子統猶存、科斗三生債、蟬魚再世冤、向來詩作崇、揮淚对人言。是統芸為芸居子、朱詩已明言之。」により、芸居すなわち陳起の子が統芸だったことがわかる。

⑯ 『直齋書錄解題』卷八「宝刻叢編二十卷。臨安書肆陳思者、以諸家集古書錄用九域志京府州縣繫其名物。」

⑰ 深沢一幸「陳起『芸居乙稿』を読む」(梅原郁編『中国近世の都市と文化』、同朋舎、一九八四年所収)。

⑱ 『齊東野語』卷十六「詩道否泰」の条「鶴林玉露」卷四乙編「詩禍」の条、『瀛奎律頌』卷四十二、劉克莊贈陳起注。

⑲ 前註③卷二「宋陳起父子刻書之不同」の条。

②清、顧修重輯、『南宋群賢小集』三十二冊。

②前註②第二十一冊『端平詩簡』序「：於古体歌詩、五言律、七言律、并五七言絕句、摘其坦然者、兼集外所得者近二百首。目為端平詩簡俾万人海中統芸陳君書塾人梓流行。庶使同好者、便於看誦。吾伯明平生心不下人。今隔九原、聞予此選、必不以予為謬。宝祐丁巳（一二五七）冬至日、荷沢李翬和父述。」臨安府棚北大街陳解元書籍鋪印行」

葉氏はこの史料をぬき書さして、陳解元の刊記を陳統芸とした。
②『南宋名賢小集』卷三百四十八、『芸居乙稿』略伝「陳起、字宗之、錢唐人。寧宗時鄉貢第一。時稱陳解元。事母至孝。開書肆於臨安、鬻書以奉母。」

②前註③卷二「宋陳起父子刻書之不同」の条「至道人、雖起・思二人之通稱、然二人刻書大有分別。且道人為鬻書之通稱不必專為思、亦不必專為起。」

②阿部隆一『増訂中国訪書志』（汲古書院、一九八三年）六〇九～一四ページ。

②陳思の子孫に陳世隆という人物がおり、元の至正（一三四一～六七）年間に死んだということは既に述べた。陳世隆については次のような記事もある。

「藝圃蒐奇十八卷、旧本題明徐一夔編。…是書前有至正戊申（一三六八）自序、称錢塘陳子彦高避兵攜李、惠子之五車、茂先之三十乘、携以俱來。適余亦棲止是邦、嘗得借觀。茲編皆古今名人雜著之小者、從無刊版。彦高檢有副本、悉以贈余、裝成若干冊。名之曰藝圃搜奇云云。彦高、陳世隆字也。」〔四庫提要〕卷百三十四、子部雜家類存目二〕。

徐一夔は明代初期の人で、洪武帝のとき明集礼や明日曆を編集したメンバーの一人である。彼が元末の混乱期、携李（嘉興府）に兵乱を避けていたときに出会ったのが陳世隆である。一夔は世隆が所有している本を見せてもらい、そのうちの副本をもらいうけ、整理をして『藝圃搜奇』十八巻を著したという。

②(3)の妙法蓮華經および(7)は前註②による。また(5)は『中国版刻図録』（朋友書店、一九八四年）の図版六による。これらのほかはすべて前註④による。

②この書物の刊記を『中国版刻図録』で調べてみると（図版五十五）、「臨安府睦親坊陳宅経籍鋪印」（図版五十一）と字体が酷似している。特に「印」字のはね方はすこぶる似ている。おそらく洪橋の陳氏と睦親坊の陳氏は、同一人物もしくは同族ではないのか。

②『夢梁録』卷十三、鋪席の条に「太廟前尹家文字鋪」とある。

②前註③卷七「尹家書籍鋪」の条。なお『志雅堂雜鈔』とはほぼ同じ記述が、『癸辛雜識』統集下「画本草三鋪黄図」の条にみられる。

②『三輔黄図』は『直齋書録解題』卷八、地理類に著録されている。これによれば、長安の古蹟について述べたものであることが知られる。

②『夢梁録』卷十三、鋪席の条「：沿橋下生帛鋪、郭医産粟鋪、住大樹下橋園亭文籍書房…」

②斯波義信「宋都杭州の商業核」（梅原郁編『中国近世の都市と文化』、同朋舎、一九八四年所収）。

②五百万説は池田静夫「南宋の首都臨安の戸口の再吟味」（文化五一一、一九三八年）『支那水利地理史研究』、生活社、一九四〇年所収）。百五十万説は加藤繁「南宋の首都臨安の戸口に就いて」、

「臨安戸口追論」(ともに『支那經濟史考証』下巻、東洋文庫、一九五二年所収)、斯波義信「南宋臨安の人口再説」(待兼山論叢七、一九七四年)。

③④前註②および同「宋都杭州の都市生態」(大阪大学文学部共同研究論集第二輯、都市史をめぐる諸問題、一九八四年)。

③⑤『文献通考』卷四十二「宗学、紹興十四年(一一三三)建於臨安、学生以百員為額、太学生五十人、小学生四十人、職事各五人、置諸王宮大小学教授一員、在学者皆南宮北宅子孫、若親賢宅近属、則別選館職以教授焉。寧宗嘉定九年(一二二六)、詔諸王宫学改作宗学、参之国朝典故。仍隸宗正寺、以宮教授改為博士宗論。」

『咸淳臨安志』卷十一、学校の条「宗学在陸親坊。」

③⑥『咸淳臨安志』卷十一、学校の条「太学在前洋街。」

『文献通考』卷四十二には、「紹興」十三年、始建太学置祭酒、司業各一員、博士三員、正・録各一員、養士七百人、上舍生三十員、内舍生百員、外舍生五百七十員。」とあつて、設置を紹興十三年(一一四三)にしている。しかし『乾道臨安志』卷一、『咸淳臨安志』卷十一の記述より、十二年が正しい。

③⑦『咸淳臨安志』卷十一、学校の条「武学在前洋街太学之東。」

『宋史』卷百六十五、職官志五「武学：紹興十六年(一一四六)、詔修建武学、武博、武輪以兵書、弓馬、武藝誘誨学者。紹興二十六年(一一五六)、詔武学博士、学輪各置一員……。」

③⑧浄戒院は車橋の西北に位置する寺院で、旧名を青蓮寺といった。五代十国時代の竜徳二年(九二二)、呉越国の錢鏐により建てられた(『咸淳臨安志』卷七十六、寺觀二)。

③⑨『都城紀勝』社会の条「文士則有西湖詩社、此社非其他社集之比、

乃行都士夫及寓居詩人。旧多出名士。」

『夢梁録』卷十九、社会の条「文士有西湖詩社、此乃行都摺紳之士及四方流寓儒人、寄興適情賦詠、膾炙人口、流传四方、非其他社集之比。」

④⑩前註⑬。

附記

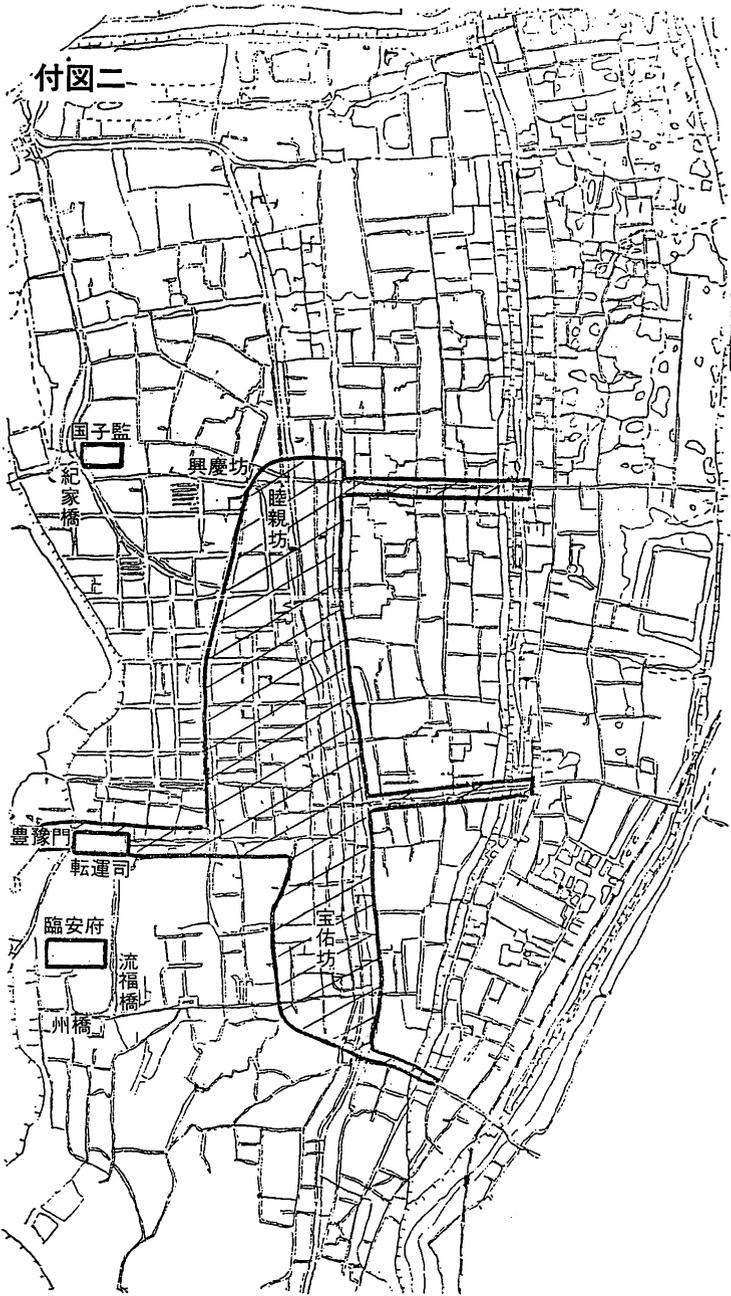
本稿作成にあたり、御指導下さった関西大学大庭脩教授・藤善真澄教授に末尾ながら謝意を表する次第である。

付図一



斯波義信「宋都杭州の都市生態」(註⑳)により作成。
以下の付図二・三もおなじ。

付圖二



付図三



- (1) 浄戒院
- (2) 郭宅紙舗
- (3) 経籍舗買官人宅
- (4) 陳宅書籍舗
- (5) 焼紙馬舗鐘家
- (6) 張官人諸史子文籍舗
- (7) 印輸經史書籍舗
- (8) 大隠坊
- (9) 尹家書籍舗
- (10) 双桂書院趙宅書籍舗
- (11) 陳宅書籍舗
- (12) 橘園亭文籍書房
- (13) 陳解元書籍舗

〔(10)の清江坊は地志に記載がみられない。また(11)の洪橋は『乾道臨安志』等に記載されているが、臨安内のどこにあるのかあきらかでない。〕